

午後8時23分休憩

午後8時24分再開

議長（中村菊雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中村菊雄君） 企画部長。

企画部長（田中信一君） ただいまはまことに申しわけございませんでした。

花の交流館運営委員会ということで藤岡市の園芸協会花卉部会の関係につきましては、十分協議をさせていただいて話を進めさせていただいております。

以上でございます。

議長（中村菊雄君） 大戸敏子君。

2 2 番（大戸敏子君） ららの花館について質問させていただきます。

開館した4月28日前後は結構すばらしい展示だと思ひまして、その後2週間ぐらいして行ったときにはぐーん落ちていましたので、これでは500円は取れないという感想でした。その後も何回か行ってあまり感心しなかったのですが、10月ごろの武者行列に市長もお出になったと思ひますが、そのときに見たときはすばらしい展示だったのです。白の胡蝶蘭がふんだんに使ってありまして、それでそういう展示が何回か変わると、年内で4回ぐらい変わると書いてあったと思ひますが、変わったときの広報が足りないと思ひたのです。一度だめになったときには展示がよくないという口コミで伝わりますと皆さん行かなくなってしまうし、今度の展示はいいよというときにはちゃんと広報の表紙にも出して、こういうふうになったということを知らせないと皆さんが行かないと思ひます。そういうことで広報が足りなかったかというのが花館にあまり人が行かないということの原因の一つかと思ひます。

それから、高いということは皆さんが言っていました。入場料が300円とか200円とか、ただがいいとかいろいろ案が出て一応市の方では今度は無料にしたいということになったのですけれども、私は無料にするのはまだちょっと早いかということで、もう少し頑張ってみたらということなのですけれども、展示の企画を園芸協会に任せないで、花館ですから花が主にどうしてもなると思ひますけれども、藤岡の蘭ということにこだわらないでもっと世界的に珍しい花を東京まで行って仕入れてきて、それを花館のところで売るとか、そうすれば花の好きな人というのは必ず来ると思ひます。

それから、花だけで500円取るというのはなかなか難しいと思ひますので、三つに分かれている奥の方の部屋のところは全部ぶち抜いてスクリーンにして名前はよくわからないのですが、電子水族館といたらいいのでしょうか、水族館の珍しいマンボウとか、ジ

ンベイザメとか、クジラが潮を吹いているところとか、そういうような変わった大きな魚をスクリーンいっぱい流してやれば海なし県ですから人が来るかと思うのです。平成5年ごろにいろいろ案を考えましたときに、一応水族館という案が出ていたと思うのですが、それは費用がかかり過ぎるということでだめになったと聞いております。でもやはり水族館を考えたのは、やはり私もそのころは水族館がいいと思っていたのですけれども、海なし県ですから海に興味が非常にあると思いますので、花だけではなくてそういうちょっと変わった水族館は確かにお金がかかりますけれども、電子水族館というのでしょうか、そういう確か中部地方のどこかやっているところがあったと思いますけれども、そういう変わった企画で呼べば結構まだ幾らでも生き延びられるのではないかと、一度無料にしますと次に何か企画を考えて人を呼ぼうと思ってもなかなか有料ということは立ち上がらないと思うので、無料に一気にしないでもう少し頑張ってみたらと思うのですけれども、花にこだわらないで企画をもう一度考え直すということはどうでしょうか。考えてみてくださいか。

それから、入口のところの喫茶店ですけれども、あそこもちょっと高いです。喫茶店の値段が市の平均的な値段にしますとちょっと高いかと思うので、あれもどうかと思うのですけれども、ああいうところは取っ払ってしまって珍しい花を置いた方がいいかなと思うのですけれども、私が考えているだけでこれが必ずしも成功するという保証はないので、ぜひこれがいいということもちょっと言えないのですけれども、園芸協会に任せるとか、花卉部に任せるとかということにこだわらないでもっと広く意見を集めてあつというような企画にしてみたらどうでしょうか。そういうことを考えてみたことがありましたでしょうかということです。

議長（中村菊雄君） 市長。

（市長 塚本昭次君登壇）

市長（塚本昭次君） 大戸議員のただいまのご質問、ご意見にお答えしたいと思います。

いろいろな形でいろいろな企画を今でも考えておりますし、どうしたらいいだろうかという、電子水族館というのはちょっと初めて出てきた言葉ですけれども、あの中にいろいろな展示をしたらどうかとか、あるいはそのところで何かイベントを1年中入れ替わりやったらどうかとか、この間後楽園でらん展をやっておりました。私はあれを一昨年見に行っていました。私のイメージとしてはああいう個々の出展した、そういう一つ一つを四季に変えてやりたいという希望を持っていたのですけれども、なかなか思うように動いていかない部分もありますけれども、したがってそれは日本の花だけでなく、今言われるようにいろいろな世界の花も入っているわけです。珍しいということも一つはやはり見る価値がある。そういう価値観をどういうふうに創造していくかということも重要な展

示の内容なのです。これからもまたそういう検討はしていかなければならない。とりあえずあそこに人が集客できる。そして、大勢の人が集まってそこで採算が仮に取れなくてもまた相乗効果は出てくるのではないかというふうに思っているわけであり、今盛んにそんなことでクロスパークの方が主体で維持管理を任されておりますし、また補填する財源はクロスパークの財源を補填しているわけでありますから、とりあえず市の皆さんもいろいろ心配されている協議をしておりますけれども、議員も当然そうでありますけれども、今の段階ではそういう形の中でだから向こうで補填して税金はなるべく入れないようにしようということで努力しているわけであります。

それから、先ほど出てきた何店舗か空き店舗ができたわけですが、これは4月にスタートするときにはきちっと埋まりますし、また今までよりいいものが入ってくるというふうにも思いますし、1年を通して大体の波がわかりましたから秋から冬へと春先まで、この間に何をしたらいいかということも全体的なその中でしていければと、もう一つはどうしても高速道路の利用者に対してバスだとか、いろいろな一般の客だとかそういう皆さんに立ち寄ってもらう、そういうPRが最大のポイントだというふうに思っております。それは今でもやらせておりますけれども、専属にバスの誘導をしていきたい。それはどうかと思いますけれども、普通高速のサービスエリアは団体で予約することはできないのです。あそこの場合はパーキングエリアですから、そのこっちは藤岡市のクロスパークで今やっておりますからそれは団体の予約を取ろうが、またバスで来たお客さんに一杯飲んでもらってもそれは別に違反でも何でもないのです。だから、そういう形でこれからの運営をいろいろな角度から分析しながらやはり手直ししていきたい。先ほども言いましたように、初めからだれが計画しても100%これでいけるというのだったらみんなやっつけてしまいますから、それはないと思います。みんなそれで失敗したり、成功したりしながら積み重ねて、そして2年、3年と経って一つの軌道に乗せていく、これが新しい事業の取り組み方だというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（中村菊雄君） 大戸敏子君。

2 2 番（大戸敏子君） 今、空き店舗のことでさっきちょっと言い忘れたのですけれども、空き店舗も一応レストラン街ということでレストランに限っていませんか。限らないでユニクロみたいに、今はやっているお店をどんどん入れた方がいいと思います。あまりなりふりを構っているとそれこそじり貧になりますから、よろしく努力をしてくださるようお願いいたします。

議長（中村菊雄君） 吉田達哉君。

2 3 番（吉田達哉君） 議案第3号らん藤岡の設置及び管理に関する条例の一部改正について何

点か質問させていただきます。

批判は簡単で実行は非常に難しいということですが、我々としても非常にこの施設については心配しているので確認のために何点かお伺いをするということでご了解いただきたいと思います。

この施設は、まだ先ほどからいろいろと議論があった中で6月に決算報告をするということでもまだ1年が経過しない施設であります。そういった中で入場料を無料にするということに対しては別に異論はないのですけれども、何をどうしてどういう形でやっていくかということが今まで聞いていた質疑応答の中では理解に苦しむ部分があります。そこで花卉部会に委託をして協議しているということですが、その協議の結果を教えてください。要するに4月1日から無料にするわけですから、4月1日からこういう形で展示をするのだということが、この議案が出てくるということでもう決まっていると思いますので、また決まっていなくてもこの準備の段階がありますからそれでは困るわけなので、どういうふうにするのか教えてください。この間の議員説明会の中で政策課長が大分縮小するという説明がありましたけれども、きょうの答弁を聞いていると縮小しないのだということでありまして、この間の議員説明会とは大分内容が異なっているように思いますので、その辺について明確な答弁をいただきたいと思います。

それから、ららん藤岡の花の交流館の関係ですけれども、一昨年設計委託でプロポーザル方式ということで花を展示することでこっちのやりたいというものと設計した側の意見が一致したのでそこに発注してやってきているわけですから、花を展示するというこの中での設計ですから、それ以外の形としては使い勝手が非常に悪いのではないかと思うのです。それから、照明器具にしても議会中にいろいろな話が出まして設置をしてやってきたわけです。だから、十分な議論というか、計画を立てた中での実施であります。それが1年ももたないまま入場者数が減ってアンケートをとったらということでもありますから、それで入場を無料にするということですが、もう少し我々が納得できるような説明をいただかないと今の質疑応答を聞いていると非常に見切り発車的な部分が多いというように感じるわけです。部長にしてもまだ決まっていないことに対しては答弁できないかもしれないけれども、すべてが決まってからでないとはやはり我々も議案に対してイエス・ノーということが言いづらいわけです。だから、先ほどから言うように花卉部会に委託した協議の結果についてどういうふうにするのか方向が出ているのか、出ていないのか、その辺について1点お聞かせいただきたいと思います。

とりあえず1回目はそれを聞きます。

議長（中村菊雄君） 市長。

（市長 塚本昭次君登壇）

市長（塚本昭次君） 吉田議員の質問にお答えをさせていただきます。

先ほど来からいろいろと皆さん方からご指摘をいただいております。我々も十分承知しておりますし、その議論もしているところであり、クロスパークに維持管理を委託している以上はクロスパークの役員会等でも議論をしたりしているわけです。したがって、内容について今行政の方に言われてもわからない部分がいっぱいあるわけです。

（吉田議員より「提案してくるのは、行政側ではないですか。」

と発言あり）

今ここで無料にするということの中での中身についてクロスパークに委託しているのだから聞かれてもわからないところがあります。

（吉田議員より「提案側の責任だってあるでしょう。説明を

受けてこうにするからというのならわかりますよ。答弁が

ないのだもの。」と発言あり）

そんなことはないですよ。答弁を先ほどからしているではないですか。

（吉田議員より「わからないから聞いているのです。」と発

言あり）

わからなくないですよ。ご批判でしょう。

（吉田議員より「批判ではないです。説明してくれと言って

いるのです。批判しているのではないです。」と発言あり）

今でもまだ議論をしていかなければならない。あるいは花卉部会ともそういうことをやりながらしているわけです。だから、4月から新しいものを立ち上げていく中でいろいろ議論はして、そしてこれでいこうというものもおよそそういう形になっているわけです。それを全部が全部わかっていないのです。だから、そういうことについてどこまで、ただ問題は今藤岡市のお金を一銭もそこへ入れているわけではないのです。皆さんがご心配なさるけれども、株式会社クロスパークの役員として役員会で責任を持っていかなければならない。幾らそう言われても結局ご批判はしてもらっても責任を持っていくのはクロスパークの役員会とクロスパークなのです。信頼をして委託をさせているのだから、そこまでそういうことをいつもご議論していても批判にしかすぎない。だったら大戸議員にみたいな提案したらどうですか。もっとこうになったらどうですかとか、こういうものをしてらどうですかとか、そういうものがないでしょう。

（吉田議員より「今は質疑なのです。」と発言あり）

質疑だってわかる範囲の中で答えているわけです。

（吉田議員より「そんなことを言われるあれはないです。」

と発言あり）

そんなことはないです。

(吉田議員より「議決するのに必要だから聞いているのではないですか。」と発言あり)

だから答えているでしょう。それ以上のことは今つかんでいないと言っているのです。

(吉田議員より「提案するのに無責任ではありませんか。」と発言あり)

無責任ではないです。要するにららん藤岡は、藤岡市が委託しているのです。委託している先のことを全然信用していないということと同じです。委託契約をしているのです。それが責任を持ってやっていく。そういうことですから、私はもう少し前向きないろいろとご指導をいただいたり、それからご批判もあえて受けますけれども、今延々として努力していかなければならない問題ですし、我々が責任を持ってやっていこうとしているわけです。そういうものに対して、新しいこういう形でやるのだったらこういうことでやらどうかとか、そういうものもたまにはあってもいいのではないですか。あれがだめだ、これがだめだ、あれはどうだという話だけでしょう。私はもっと前向きな議論をしていただきたいと思います。我々が責任を持ってやっていかなければならない使命感があるからやっているのです、皆さん方からご批判、ご意見を甘んじて受けます。チェック機関であろうが、何であろうが答えをしているのではないですか。

それ以上のことはわからない。そういうことで今クロスパークでやっているからその内容全部が行政の方でも正直なことを言ってわかっていないわけです。それはわかるでしょう。そのことを理解してくださいよと言っているのです。私はそういうつもりでそのことをきちっとやらなければならぬ責任があるから相当力をかけて責任の中でやっていく。その使命感を持っているということの認識だけはしてください。そして、そういう形の中でご質問があったらまたもう1回、それ以上の質問だったらクロスパークの方からもまた聞かせますから、そういうことの中で皆さんの前でお答えしてもいいと思います。ぜひご理解いただきたいと思います。

議長(中村菊雄君) 吉田達哉君。

2 3 番(吉田達哉君) この議案を提案する以上、執行部も一部始終の細かいことについて今行われている内容について要するに委託をしているのだから全部を知る必要もないだろうし、それはわかります。だけれども、要するに条例を変えて展示を変えようということは知らなくてはいけないことなのです。私はそう思うのです。だから、こういうことで花卉部会と相談をした結果、こういう展示になりますよと、だからこれについては入場料を無料にするのでということであれば、我々も十分納得ができるのです。

だけれども、提案する側はその辺の責任、執行者は責任があるのだというけれども、我々

も議決をする責任があるのです。だから、自分でわからないことについてはきちんと聞きただして納得ができれば立つし、納得ができなければ立たないというのがチェック機関の意義なのです。だから、質問したらそれが批判だとか何だとかではなくて、私は批判ではないです。花卉部会に委託をしている協議の結果を教えてもらいたいと言っているのです。批判ではないのです。

それと何でもいいから建設的な、前向きな発想をしるというものの我々はチェック機関なのです。市長はきちんと行政懇談会とかという政策にかかわる諮問機関を持っているのではないですか。我々はそういう諮問機関ではないのです。チェック機関なのです。だから精査をしてよければ立つし、だめなら座っているというのがチェック機関の意義なのです。だから、それは今までの計画がちょっとしっかり煮詰まっていなくてやったからこういうことになるのではないですかという批判だって出ます。だけれども、私が聞いているのは花卉部会に委託をした協議の結果を聞いているのです。これは重要なことです。どういう結果でどういう展示をするから、だから何ゆえ幾らなのですよ。それによってはすばらしいものが出てくれば有料にしたっていい場面だって出てくるでしょう。だから、協議の結果を聞きたい。批判ではない。協議をした内容の結果です。それは当然理事会や何かで諮って協議をしている。そこからこういうことだと報告があると思うのです。だから、細かいことについては細部のすごく細かいことはいいです。だけれども、おおむねこうにしていくというのがこの間の議員説明会ときょうでは全然話が違って聞こえるのです。その辺をきちんと説明してもらえれば納得できるのです。それを説明してください。

議長（中村菊雄君） 経済部長。

（経済部長 中野秀雄君登壇）

経済部長（中野秀雄君） 吉田議員のご質問に、私は農家の花の生産の関係からこのことにつきまして何度か立ち会ってまいりましたので、私の方からひとつ。

（吉田議員より「何で答弁するのですか。」と発言あり）

議長（中村菊雄君） 暫時休憩いたします。

午後8時53分休憩

午後8時54分再開

議長（中村菊雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中村菊雄君） 経済部長。

（経済部長 中野秀雄君登壇）

経済部長（中野秀雄君） 日時等につきましては、ここに資料がございませんので、正確なものは申し上げられません。そうした中におきまして、クロスパークから藤岡市園芸協会の花弁部会に対して、平成12年度につきましては展示、それからあそこの花の手入れにつきましては、違う会社に委託しておったわけですが、あの施設をつくった目的そのものが藤岡市の蘭農家の育成、それから鉢物の種々の花の農家の育成ということが大きな目的であったというふうに私は聞いております。

そうした中でクロスパークから管理運営についていかがですかという協議がなされまして、花弁部会におきましては総会を2度行いました。一度でなかなかまとまらなかったものですから、二度行った中でそれでは花弁部会がその花の出荷につきまして請け負いましょう。それで年間を通して藤岡市でできるかという資料も現在とってあるそうでございますので、おおむね年間を通した中で藤岡の花の展示ができるということで受けたものでございます。そうした中で金額につきましては、おおむねの話は聞いておるのですが、12年度の約半額ぐらいの中で委託ができるのではないかというような話も聞いております。そして、花弁部会の方々は自分たちで花をつくっておる関係で今までの展示をしていた技術から見ると、花弁部会の方の方が花を展示するのは数段上だというお話を伺ってもおります。そうした中で、藤岡市の花農家の育成ということを考えた中で、非常に結構なことだということで話し合いが進んでいまして、4月1日から藤岡市の花弁部会があそこへ展示をしていくということになっておりますので、お答えとさせていただきます。

議長（中村菊雄君） 吉田達哉君。

23番（吉田達哉君） お互いが本気でやり合っているわけですから、多少熱くなることもあるかもしれませんが、もう一度最後の質問をさせていただきます。

内容としては、12年度の予算的には大体生産者も含めているので半額ぐらいということで花の種類といろいろなものの中から規模が縮小されるのかというような、予算的には半額ということで我々はちょっと今金額だけでいくと半額ということになると少し縮小されるのかというような受け方をこっちはしているのですけれども、花の育成ということで今お話がありましたけれども、今まで12年度は藤岡の蘭の育成ということでしたが、この展示についてはクロスパークの方が東京の方の業者に展示の委託をしていると思うのですけれども、藤岡の蘭組合からどのくらい蘭を仕入れて1年間やってきたのか。そして、12年度中は藤岡の蘭の育成ということだからずっと花を買っていたわけですか。今度展示するのは蘭も含めてだけれども、要するに全部蘭ではなくなるということは、藤岡の蘭の育成ということについては半減もしくは3分の1ぐらいの購入しかできないと思うのですけれども、今まで藤岡の蘭屋さんのどういうお店から買っていたのか、どういう農家から買っていたのか、そして農家から仕入れる量が今度は当然減るわけですから、その辺の話

し合いに対してきちんと理解が得られているのか、その2点についてお伺いして質問を終わります。

議長（中村菊雄君） 暫時休憩いたします。

午後9時休憩

午後9時4分再開

議長（中村菊雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中村菊雄君） 他にご質疑ございませんか。

青柳正敏君。

- 1 4 番（青柳正敏君） ららんについて市長はやってみなければわからないというようなことを確かに大きな事業ですから、それはいろいろな計画したとおりにいかないということもあっても仕方ないと思いますけれども、やはりそういう中で大きな事業であればあるほど計画外というようなものが出るのは仕方がないと思います。でも、出ることを前提としたような言い方では困るのです。そういう一つでも少なくなるような形の計画を示してもらえば今こういった無料化にするということもなくても済むわけなのです。それと、市長はクロスパークの方においても筆頭株主の責任者としてやっているわけなのですから、ぜひ藤岡市議会に議案として提出するものについてはできるだけ細かい資料を用意して自分で答えるというわけにもいかないと思いますけれども、そういった答えられる体制というものをやはり敷いていただきたいというふうをお願いします。

議長（中村菊雄君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第3号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

三好徹明君。

( 1 番 三好徹明君登壇 )

- 1 番 ( 三好徹明君 ) 議案第 3 号ららん藤岡の設置及び管理に関する条例の一部改正について反対討論を行います。

ららん藤岡の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。常設展示を行っている場合の入場料は無料にする。別表第 2 を次のように改める。特別企画展示を行っている場合、一般 1 人つき 3, 0 0 0 円以下、小・中学生 1, 5 0 0 円以下。これにつきましては、先ほどの質疑応答の中でもって何ら具体的な根拠を示さず、議案として上程してきたと私は解釈しました。いまだそのような細かい事務作業も終わっていないということで私はこの条例の一部改正について反対いたします。

議長 ( 中村菊雄君 ) 冬木一俊君。

( 3 番 冬木一俊君登壇 )

- 3 番 ( 冬木一俊君 ) 議長より登壇のお許しをいただきましたので、議案第 3 号ららん藤岡の設置及び管理に関する条例の一部改正について賛成の立場から討論を行います。

ららん藤岡は、群馬の玄関口にふさわしく、人・物・情報の一大拠点として、また藤岡市の顔として、多くの市民の期待を担って建設され、昨年 4 月 2 8 日オープンいたしました。ららん藤岡は、これまでのような単に高速道路の利用者が立ち寄り休憩するためだけのサービスエリアではなく、花の展示館や農産物直売所、物産館をはじめとしてほかのサービスエリアにはない、さまざまな特色のある施設が設けられたハイウェイオアシスとして整備され、さらに加えて藤岡市民にとっては非常に身近な場所に成田空港や羽田空港、あるいは都心や京都方面へ直通する高速バスのターミナルが整備され、また年間を通して多くの市民イベントが開催されるなど、これまで有形無形藤岡市並びに藤岡市民に対して大きな貢献をしてまいりました。また、開設以来 1 0 カ月間で来館者も 1 2 0 万人を数えております。このようにららん藤岡に課せられた人・物・情報の交流拠点として、あるいは藤岡市の新しい顔づくりという当初目的は現在十分に達成されていると評価できるものであり、市当局の不断のご努力に敬意を表するものであります。

そこで、ららん藤岡の花の交流館の有料入場者数に関する問題であります。過日の議員説明会においても、執行部より現況説明がありましたが、有料入場者数が当初見込みからすると約 2 2 %にとどまっているということでもあります。これはこれで市当局にはその原因を分析検討していただき、将来への糧としていただかなければなりません。私が 1 2 月定例市議会でも一般質問させていただきましたように、花の交流館はあくまでららん藤岡という大きな施設の一部にしかすぎません。問題は、ららん藤岡という施設の設置趣旨に沿っていかに花の交流館という施設を生かした形で使っていけるのかということであり

ます。花の交流館の有料入場者数ばかりを突出させて、それのみを問題として議論することはららん藤岡の運営方針全体を誤らせることにもつながりかねません。確かに花の交流館は有料施設として出発をいたしました。しかし、1年使ってみて有料ということそのものに対する利用者の評判が悪い、あるいは利用者数が伸びないとなれば、その利用方法を変えていくのは当然のことであり設置者の義務でもあります。むしろ現状や市民の意見に目をつぶり、改善の努力を怠ることこそ責められるべきであります。市では利用者のアンケートを実施したり、市民や個別であるが議員の提案などを聞いた上で方向を定めたとしております。当初方針がこうだったのだから、今後もこうならなければならないという出発時点での決定のみにこだわろうとする議論はあまりにも足元だけを見た議論と言わざるを得ません。

また、このような集客施設はその性格上常に利用者ニーズを把握しながら社会変化に応じ、運営のあり方を改善していかなければならず、今後ほかの施設においても今回と同様な改善をしなければならない時期が来ることは容易に想定されることであります。その都度最初にこう決めたのだからという議論が起こるとすれば、結果としてららん藤岡という施設を殺すことにもなりかねず、まことにナンセンスな議論であります。花の交流館の収入がららん藤岡全体の経営を左右するようなものであれば、これはららん藤岡の維持にかかわる問題として、あるいは株式会社ふじおかクロスパークの経営破綻につながるものとして深刻に受け止め、その責任まで問う必要があるかもしれませんが、花の交流館はららん藤岡という大きな施設の一部の施設にしかすぎず、ららん藤岡全体としては先ほど申し上げたように、大変順調に運営されており経営的にもほぼ計画どおりに進行していると聞いております。今回の執行部の提案は、執行責任者として花の交流館の運営方法を変えようとするのにすぎません。「過ちては改むるに憚ること勿れ」ということわざがありますが、現状に問題点があるとすれば、すぐさま改善していく。むしろその姿勢こそ評価されてしかるべきであります。大局に立って将来を見定めたとき、今何をなすことが市民にとって最善なのか、執行部はもちろん、私たち市議会も同様に常にこのことを忘れず事に当たらなければなりません。

今回の場合は、市民や利用者が有料ということにノーという意思を明確にしているのがあります。私たち市議会は市民の意思を基本として、いかにしたらせつかく設置した花の交流館が生きた施設として多くの市民や利用者に喜ばれ、利用される施設となるのかをむしろ積極的に提言し、市政に反映させるべく働きかけるのが責務ではないでしょうか。私はこのような立場から執行部に対し、ららん藤岡並びに花の交流館が市民や来館者に積極的に活用され、喜ばれる施設となるよう施設の充実や集客のための努力を重ねられることを心よりお願い申し上げ、花の交流館の入場料無料化に対する賛成討論といたします。議

員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

議長（中村菊雄君）他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中村菊雄君）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第3号ららん藤岡の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中村菊雄君）起立多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

第10 議案第4号 藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議長（中村菊雄君）日程第10、議案第4号藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長の登壇を願います。

（市民生活部長 塚越正夫君登壇）

市民生活部長（塚越正夫君）議案第4号藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、平成12年10月1日から拡大しました資源分別回収事業に伴い、同条例で規定されております廃棄物減量等推進員の業務内容が以前と比較して著しく増加したため、同条例を一部改正するものでございます。

改正内容につきましては、同条例第1条第1項で規定されている別表第3中廃棄物減量等推進員の報酬について、年額1万2,000円を2万4,000円に改正させていただくものでございます。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（中村菊雄君）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

三好徹明君。

1 番（三好徹明君）議案第4号藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について何点かお伺いしたいと思います。

この中の廃棄物減量推進員という方は、ごみの分別収集に早朝各地区から推薦されていく方だと思うのですが、この皆さんが月のうち何回ぐらい立ち会って、何時から何時ごろまで立ち会っているのか。それから、年間1万2,000円とした当初の積算根拠と今回の2万4,000円に増額した理由、この2点をお伺いしたいと思います。

議長（中村菊雄君） 市民生活部長。

（市民生活部長 塚越正夫君登壇）

市民生活部長（塚越正夫君） ご質問にお答えいたします。

推進員でございますけれども、月のうち何回ぐらいかということでございますが、平成9年度から缶・ビンを始めたときに月2回、1回500円ということで月2回いただくことで1,000円、これが12カ月出ていただくことで9年から昨年の9月までお願いしていたわけでございますが、議員ご承知のとおり昨年10月からこれに新たに資源のペットボトルとトレイというものが加わりまして、それが月2回でございます。ということで、缶・ビンに2回出ていただきまして、ペットボトルとトレイに2回出ていただくということで、今度は4回で1回500円ですから2,000円ということで、それで年間2万4,000円をお願いしたいということでございます。時間でございますが、7時から8時半までお願いしているところでございます。

以上申し上げたとおりでございます。よろしくお願いいいたします。

議長（中村菊雄君） 三好徹明君。

- 1 番（三好徹明君） 推進員の方は朝早く、今年は特に例年にない寒さで寒い早朝7時から8時半まで各地で立っていらした。たまたま私のところの芦田町でも1カ所そういう場所がありまして、北側の寒いところではもちろん日が当たりません。私の言葉で言えば万年雪のようになったところの場所がたまたまごみ置き場であったり、分別場所であるということで鼻水を垂らしながらご苦労いただいております。一般質問でこの辺のところはしますので細かく触れませんが、ぜひともこの推進員が単なる1回500円で4回になったから2,000円で2万4,000円であるという、1回500円というものが高いか安いかは別といたしまして、極めてボランティア的な奉仕的な精神の方がなっていच्छやるというのを私は実際10月から毎週のように朝7時から自転車で見回っております。貴重な方なのでぜひともこういう方に励ましたとか、何かのことでしてあげたい。逆に広報で紹介して、これは異論があるかもしれませんが、何かそういうことのボランティア的な奉仕活動に光を当てていただきたい。これが環境問題やごみ分別収集の前進に徹底する一つの大きな認識を高める手段でもないかと思っておりますので、これはひとつそういうことをお願いして質問を終わります。

議長（中村菊雄君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第4号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第4号藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中村菊雄君） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

#### 第11 議案第5号 藤岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

議長（中村菊雄君） 日程第11、議案第5号藤岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

（総務部長 新井千文君登壇）

総務部長（新井千文君） 議案第5号藤岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

現在、火葬業務に従事する職員については、火葬業務特殊勤務手当が支給されておりますが、平成13年度より偕同苑の民間業務委託の実施に伴い、火葬業務特殊勤務手当及び霊柩自動車を運転する職員の自動車運転業務特殊勤務手当の廃止をここにお願いするものであります。

以上簡単ではございますが、議案第5号の提案理由の説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（中村菊雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第5号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第5号藤岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中村菊雄君） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

## 第12 議案第6号 藤岡市霊柩自動車利用条例の制定について

議長（中村菊雄君） 日程第12、議案第6号藤岡市霊柩自動車利用条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長の登壇を願います。

（市民生活部長 塚越正夫君登壇）

市民生活部長（塚越正夫君） 議案第6号藤岡市霊柩自動車利用条例の制定についてご説明申し上げます。

偕同苑霊柩輸送業務を平成13年4月1日より民間に委託して行うことに伴い、現行条例（一般区域（小型）貨物自動車運送事業（霊柩）の運送条例）を廃止し、新たに霊柩車利用に関して、市条例で定めるものであります。現在のマイクロバスによる霊柩業務は、昭和41年7月に東京陸運局から運送許可を受けて以来34年間、火葬場を利用する遺族・親族の方々に利用されてまいりました。このたびの条例制定は利用料金を統一し、利用者負担の軽減を図るとともに、あわせて住民サービスの向上に努めていきたいと考えております。

以上簡単ではありますが、議案第6号の提案の説明といたします。慎重審議の上、ご決

定くださるようお願い申し上げます。

議 長（中村菊雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（中村菊雄君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中村菊雄君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第6号については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり教務厚生常任委員会に付託いたします。

### 第13 議案第7号 藤岡市福祉医療費支給に関する条例の一部改正について

議 長（中村菊雄君） 日程第13、議案第7号藤岡市福祉医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長の登壇を願います。

（市民生活部長 塚越正夫君登壇）

市民生活部長（塚越正夫君） 議案第7号藤岡市福祉医療費支給に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

乳幼児医療費の無料化につきましては、群馬県下70市町村で実施され、無料化対象年齢についても拡大が進んでいるところであります。本市においても現在、6歳未満児まで全診療無料化となっておりますが、さらに就学児前まで対象年齢を拡大し、福祉医療の充実を図ってまいりたいと思えます。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（中村菊雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

吉田達哉君。

2 3 番（吉田達哉君） 議案第7号藤岡市福祉医療費支給に関する条例の一部改正ということで、小さいお子さんをお持ちの家庭にとっては私の家も含めてですけども、非常にありがたいことでもあります。しかしながら、線をどこかで引かなければならないということの中から、非常にちょっと引かかるのですけれども、要するに就学する日ということなのですけれども、早生まれの最後を4月1日とするならば、要するに年度の始まりが4月2日生まれの人です。そうすると、就学する日というのはみんな一緒ですから、この差は1年間

という差ができてしまうわけです。だから、これができればその辺不公平感があるような感もしますので、上げてもらって非常にありがたい話の中恐縮なのですが、これを例えば7歳の誕生日までとかとするとみんなが生まれてから要するに7年間はこれが無料になる。だけれども、就学の日というふうに決めてしまうと、要するに得する人と損する人の差が丸々1年間出てしまうのです。だから、その辺を要するにどうせするのであれば、7歳の誕生日までということで本当はすれば不公平感とかというものが払拭できると思うのですけれども、その辺の協議についてはどういう形でなされたのかお伺いしたいと思います。

議長（中村菊雄君） 市民生活部長。

（市民生活部長 塚越正夫君登壇）

市民生活部長（塚越正夫君） ご質問にお答えいたします。

未就学児の7歳までということで不公平さが出るという問題でございますが、今、県と調整をさせてもらっている中で当然県の補助金等ももらっているわけでございますが、そういう中で11市合わせまして協議をさせていただいているところでございますが、県の11市におきましては今のところ未就学児までという結果で足並みをそろえておるところでございます。今後につきましても、予算等また県と調整をさせていただいて協議をさせていただいて前向きに対応していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（中村菊雄君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第7号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第7号藤岡市福祉医療費支給に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中村菊雄君) 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

第14 議案第8号 藤岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

議長(中村菊雄君) 日程第14、議案第8号藤岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長の登壇を願います。

(市民生活部長 塚越正夫君登壇)

市民生活部長(塚越正夫君) 議案第8号藤岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、平成13年4月1日から施行されます特定家庭用機器再商品化法(通称 家電リサイクル法)に伴い、藤岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を一部改正するものでございます。

改正内容につきましては、家電リサイクル法の目的が、特定家庭用機器(対象機器:エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗・機)を小売業者及び製造業者等に収集、再商品化等を義務づけ、廃棄物の適正な処理及び資源の有効活用を図ることとされていることから、基本的に市では特定家庭用機器を条例で規定されている粗大ごみから除き、回収及び処理は行わないという改正でございます。しかし、引取先の小売業者が倒産または通販等の購入により引き渡しに困難な場合、市の受け皿も必要となることから、法に基づいてリサイクル料金が支払われた対象機器に限って市の指定する場所に搬入されたものを法第17条の規定する指定引取場所までの運搬に関し、その運搬料金を手数料として徴収するための改正をあわせてお願いするものでございます。

手数料については、県内11市の状況を踏まえると高崎市と渋川市が3,000円となっておりますが、同市とも自宅まで回収に伺っての料金設定でございます。また、その他の市町村については、対象機器の受け入れを完全に除外し、小売業者または一般廃棄物許可業者等に委ねる意向であるということです。当市においては、消費者等が市の指定する保管場所まで自己搬入することとさせていただきますので、対象機器を指定引取場所まで運搬する手数料として1個につき1,500円及びその額に100分の5を乗じて得た額を合わせて徴収させていただくこととするものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（中村菊雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第8号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第8号藤岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中村菊雄君） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

#### 第15 議案第9号 藤岡市介護給付費準備基金条例の制定について

議長（中村菊雄君） 日程第15、議案第9号藤岡市介護給付費準備基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

（健康福祉部長 中易昌司君登壇）

健康福祉部長（中易昌司君） 議案第9号藤岡市介護給付費準備基金条例の制定についてご説明いたします。

介護保険事業は、3年間で1期とする介護保険事業計画に基づき運営され、65歳以上の第1号被保険者の保険料はこの事業計画による保険給付費等の予定額を賄うため、3年単位として設定されております。このため3年間の事業期間内の給付費等に変動があった場合、財政運営に支障を来すこととなります。これらのことから決算で生じた剰余金を給付準備基金として積み立て、事業期間内の支出に備えるため条例を制定し、介護保険事

業の健全な運営を図るものであります。

以上が提案理由の要旨であります。慎重審議の上、ご決定くださるようお願いいたします。

議 長（中村菊雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（中村菊雄君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中村菊雄君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第9号については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり教務厚生常任委員会に付託いたします。

#### 第16 議案第10号 藤岡市営駐車場の設置及び管理に関する条例の全部改正 について

議 長（中村菊雄君） 日程第16、議案第10号藤岡市営駐車場の設置及び管理に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部長の登壇を願います。

（経済部長 中野秀雄君登壇）

経済部長（中野秀雄君） 議案第10号藤岡市営駐車場の設置及び管理に関する条例の全部改正についてご説明申し上げます。

市営駐車場につきましては、年々利用者が減少し、平成12年度に至っては1日平均7台から8台が利用する程度に減少しております。これらについては近隣の金融機関による現金自動支払機の導入に伴う駐車場の無料開放・大規模スーパーでの駐車場の増設等、藤岡市における中心市街地での駐車場のあり方として有料駐車場は市民ニーズに合わないものになってきたと考えられます。

そこで、平成13年度より商店街道路交通の円滑化にあわせて中心市街地の活性化に寄与するため、無料駐車場を原則としてスタートしたいと考えております。しかしながら、同駐車場の近隣商店が恩恵をこうむる度合いが高く、近隣商店からの要望もありましたので、一部を近隣商店の来客用駐車場として貸与するための使用料も設定させていただいております。

以上、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長（中村菊雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（中村菊雄君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中村菊雄君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第10号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中村菊雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（中村菊雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第10号藤岡市営駐車場の設置及び管理に関する条例の全部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（中村菊雄君） 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

第17 議案第11号 藤岡市労働環境整備資金融資促進条例の一部改正について

議案第12号 藤岡市勤労者生活資金融資条例の一部改正について

議案第13号 藤岡市勤労者住宅建設資金融資促進条例の一部改正について

議 長（中村菊雄君） 日程第17、議案第11号藤岡市労働環境整備資金融資促進条例の一部改正について、議案第12号藤岡市勤労者生活資金融資条例の一部改正について、議案第13号藤岡市勤労者住宅建設資金融資促進条例の一部改正について、以上3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部長の登壇を願います。

（経済部長 中野秀雄君登壇）

経済部長（中野秀雄君） 議案第11号藤岡市労働環境整備資金融資促進条例、議案第12号藤岡市勤労者生活資金融資条例、議案第13号藤岡市勤労者住宅建設資金融資促進条例につきまして一括でご説明申し上げます。

まず、労働環境整備資金融資促進条例につきましては、中小企業等が従業員用の社宅・保健施設などの福利厚生施設を整備するために必要な資金の一部を融資する制度ですが、預託金の運用効率をよりよくするための措置に関する改正でございます。

次の勤労者生活資金融資条例については、市内に居住する勤労者の医療費・冠婚葬祭費・災害復旧費等の資金が必要になった場合に融資する制度ですが、労働環境整備資金と同様に預託金の運用効率をよりよくするための措置と融資限度額の増額及び融資利率の減に関する改正でございます。

最後に、勤労者住宅建設資金融資促進条例でございますが、ご承知のとおり市内に住宅を建築したり、敷地を取得しようとする勤労者に対して、資金の一部を融資するものでございます。改正内容は、預託金の運用効率をよりよくするための措置と融資限度額の増額及び返済時にボーナスでの併用返済を導入するといった部分の改正でございます。

今回ご提案いたしました融資関係の一部改正条例は3件とも昨今の金融事情と県内他市で行っている同制度とのバランスを考慮した内容で金融機関に厳しく、借り手に手厚い改正内容となっております。

以上、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長（中村菊雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第11号藤岡市労働環境整備資金融資促進条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第11号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(中村菊雄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第11号藤岡市労働環境整備資金融資促進条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中村菊雄君) 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号藤岡市勤労者生活資金融資条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(中村菊雄君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(中村菊雄君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第12号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(中村菊雄君) ご異議なしと認めます。よって、議案第12号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(中村菊雄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第12号藤岡市勤労者生活資金融資条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中村菊雄君) 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号藤岡市勤労者住宅建設資金融資促進条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(中村菊雄君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしました。

と思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(中村菊雄君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第13号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(中村菊雄君) ご異議なしと認めます。よって、議案第13号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(中村菊雄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第13号藤岡市勤労者住宅建設資金融資促進条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中村菊雄君) 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

#### 第18 議案第14号 藤岡市下水道条例の一部改正について

議長(中村菊雄君) 日程第18、議案第14号藤岡市下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

(都市建設部長 須川良一君登壇)

都市建設部長(須川良一君) 議案第14号藤岡市下水道条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

平成12年4月、国の標準下水道条例の一部改正の通知により、下水道指定排水設備工事店に関する規定を藤岡市下水道条例に盛り込み、また平成8年12月下水道法の一部改正施行により下水道暗渠内への電線等の設置ができることとなりましたので、下水道条例の一部改正を行うものです。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長(中村菊雄君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

吉田達哉君。

2 3 番（吉田達哉君） 議案第14号について1点だけお伺いいたします。

今、提案理由の説明にもありましたとおり、指定工事店ということでありませぬけれども、藤岡市の下水道の工事ができるお店というのは今何件くらいあって、それで指定工事店というものを条例に加えて指定するお店の件数はどのくらいあるのか。今、工事できる件数が例えば10件だとしたら10件全部を指定するのか。それともその中でランクをつけて指定をするのか、この条例が施行されるに当たって指定工事店でなければ行っはならないというふうになるわけですから、工事店によってはある意味死活問題というか、今までもらえていた仕事ももらえなくなるというようなことも発生すると思ひますので、今何件くらいの会社が下水道工事ができる技術を持っているのか。この条例を制定するに当たって何店ぐらひをどういふ基準で指定をしていくのか、その辺について1点だけ答弁をお願ひします。

議長（中村菊雄君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

指定店の店数なのですけれども、大変申しわけございません。資料がなくてお答えができませんので、大変申しわけないのですけれども、後日報告をさせていただきますと思ひます。

それと指定店が現在の指定店のままでのくらい移行するのかということだと思ひます。現在の資格のある指定店すべてがそのまま移行になります。

資料が届きましたので、報告させていただきます。約80店だそうでございます。

以上です。

議長（中村菊雄君） 三好徹明君。

1 番（三好徹明君） 議案第14号について1点お伺いしたいと思ひます。

20ページの第8条の8第2項第4号、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならないとうたわれております。つまり丸投げは禁止ということだと思ひます。そして、21ページの第8条の10第1項第3号、第8条の8に規定する指定工事店の責務及び遵守事項に従った適正な排水設備工事の施工はできないと認められるとき、この2点についてお伺いしたいのですが、丸投げがどうかということを確認する、チェックするのはどのようにされるのか。まずその1点をお伺ひします。

議長（中村菊雄君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

指定店が請け負った工事を丸投げということがあった場合にどういふ確認をするかとい

うことだと思えます。直接そういうチェックは現場監督という人がやっているわけですが、現実には指定店の現場責任者が現場で指揮をしているわけです。そういうほかの経理等、そういうものについては確認をすることはまず今のところやっておりません。ということは、指定店を信頼して責任者が来ているということに対して当請負業者が施工しているというふうに解釈をしております。

以上です。

議 長（中村菊雄君） 三好徹明君。

1 番（三好徹明君） 条例改正ということで第8条の改正がここにうたわれております。工事店の指定であると、この中に明確に指定工事店の責務及び遵守事項と書かれています。この中に今言ったように一括して第三者に丸投げをしてはならないとうたわれてあるわけですから、発注者側である自治体は何らかのチェック体制を持たなければこの条項は意味がないように私は思います。業者の良心に任せているというならば、この条項は要らないのではないのでしょうかと私は思うのであります。とかく建設工事ではこのようなことがちまたに流れることが多いのでありまして、発注者側としても市民に不信の目で見られないような、そのような管理体制を確立していただきたい。そのように思うのですが、そのようなチェック体制をとられるかどうかお伺いしたいと思います。

議 長（中村菊雄君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） お答えをさせていただきます。

丸投げというもののチェックはかなり難しい問題もありますし、信頼関係もあります。そういった中でもやはりこの条項のとおりチェック体制は必要かというふうに私も考えております。そういうことで今後そういう面について検討してまいりたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

議 長（中村菊雄君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（中村菊雄君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中村菊雄君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第14号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第14号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第14号藤岡市下水道条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中村菊雄君） 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後10時7分休憩

午後10時25分再開

議長（中村菊雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 第19 議案第15号 藤岡市用品調達基金条例の廃止について

議長（中村菊雄君） 日程第19、議案第15号藤岡市用品調達基金条例の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。助役の登壇を願います。

（助役 柵木 孝君登壇）

助役（柵木 孝君） 議案第15号藤岡市用品調達基金条例の廃止についてご説明申し上げます。

藤岡市用品調達基金につきましては、用品の集中購買を実施することにより用品の取得及び管理に関する事務を円滑かつ効率的に行うため、昭和48年3月に設立したものでございます。しかし、基金設立当時と現在では経済状況など社会全体が大きく変化してきております。現在は、価格破壊と言われるほど物の価格が下がってきていること、多種多様なものがいつでも簡単に購入できるようになったことなどが用品の集中購買による事務用品等のストック及び管理についてのメリットが薄れるなど、基金の設置意義がなくなってきたことにより、4月1日付の機構改革、組織の見直しにあわせ12年度末で基金を廃止するため、本条例の廃止をお願いするものであります。

以上簡単ですが、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（中村菊雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(中村菊雄君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしました  
と思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(中村菊雄君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第15号については、お手元に配布してあります議  
案付託表のとおり総務常任委員会に付託いたします。

第20 議案第16号 藤岡市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正に  
ついて

議長(中村菊雄君) 日程第20、議案第16号藤岡市簡易水道事業の設置等に関する条例の一  
部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。水道部長の登壇を願います。

(水道部長 中島征一郎君登壇)

水道部長(中島征一郎君) 議案第16号藤岡市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正につ  
いてご説明申し上げます。

当市簡易水道事業は、平成7年に三友・中倉簡易水道の経営事業認可を群馬県知事より  
受け、現在に至っております。今回の改正案は、地元管理の芝平簡易水道事業を市へ移管  
するものであります。芝平簡易水道は、その事業経営を市へ移管することを条件に事業認  
可を受けておりますが、平成13年3月31日で期限切れとなります。

以上、簡単であります。提案説明といたします。慎重ご審議の上、ご決定くださるよ  
うお願い申し上げます。

議長(中村菊雄君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(中村菊雄君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたした  
いと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(中村菊雄君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第16号については、会議規則  
第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議あり  
ませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(中村菊雄君) ご異議なしと認めます。よって、議案第16号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(中村菊雄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第16号藤岡市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中村菊雄君) 起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

## 第21 議案第17号 藤岡市等介護認定審査会共同設置規約の変更について

議長(中村菊雄君) 日程第21、議案第17号藤岡市等介護認定審査会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

(健康福祉部長 中易昌司君登壇)

健康福祉部長(中易昌司君) 議案第17号藤岡市等介護認定審査会共同設置規約の変更についてご説明を申し上げます。

このたびの規約の変更は、認定審査会の委員数の改正による変更でございます。介護保険制度では、要介護度を決める要介護認定はコンピューターにより第一次判定を行い、この判定結果に基づき第二次判定を行い、要介護度が決定されることとなります。この第二次判定は、保健、医療または福祉の経験を有する者で構成された介護認定審査会が行い、現在の介護認定審査会の委員は30名で、合議体は5グループとなっております。また、介護保険導入に当たり、認定審査会設置について藤岡市と多野郡の構成市町村で検討した結果、藤岡圏域の介護認定見込み数2,623件、審査委員は30名、合議体は5グループとし、1合議体が1回当たり行う審査件数を40件と見込み、隔週で審査を実施することといたしました。しかし、現状においては1回当たりの審査件数が多いため、審査資料の事前検討や審査会で費やす時間が長くなり、また1件当たりの時間が少ないため、審査の精度に支障を来すおそれがあるとの意見が出されております。

また、県下の介護認定審査会の状況を見ましても、1合議体で行う1回当たりの審査件数はほとんどの団体が20数件程度でありますので、当審査会は10数件ほど多い状況であります。また、直近6カ月間を見ましても、1回当たり45件以上が約半数を占めてお

ります。このようなことから、審査員を増員し、合議体を増やすことで精度を高めるとともに、より公正な介護認定審査を図るため、規約第5条の審査員数30名を36名に改正し、規約を変更するものでございます。

以上が提案理由の要旨でございます。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（中村菊雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第17号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第17号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第17号藤岡市等介護認定審査会共同設置規約の変更について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中村菊雄君） 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

第22 議案第18号 市道路線の廃止について

議案第19号 市道路線の認定について

議長（中村菊雄君） 日程第22、議案第18号市道路線の廃止について、議案第19号市道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） 議案第18号市道路線の廃止についてご説明申し上げます。

今回、提案申し上げます市道路線の廃止は、3件10路線でございます。初めに、市道3268号線でございますが、道路の寄附行為によります市道路線の再編成の必要が生じたので、一時廃止を行うものであります。次に、市道3361号線につきましては、不要物件につき、市道路線の認定を廃止するものであります。最後に、市道6393号線、6395号線、7405号線、7438号線、7454号線、7461号線、7463号線及び7481号線でございますが、これは市道139号線、通称ふるさと農道の市道認定に伴い、重複路線の再編成の必要が生じたため、一時廃止を行うものでございます。

以上、3件10路線の市道路線の廃止につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして、議案第19号市道路線の認定についてご説明申し上げます。

今回、提案申し上げます市道路線の認定は、4件17路線でございます。初めに、市道3268号線は、藤岡市道路受け入れ基準に基づく寄附行為による市道路線の再編成の必要が生じたため、一時廃止した路線及び寄附道路の市道認定を行うものであります。続きまして、市道8305号線でございますが、県道上日野・藤岡線より「土と火の里」を通過し、上日野字坂野2256番地の1までの間を市道として認定するものでございます。次に、市道2483号線、2484号線、4637号線、4638号線及び6657号線でございますが、これらは位置指定道路であり、藤岡市道路受け入れ基準に基づき市が寄附を受けた道路でございます。最後に、市道6393号線、6395号線、6658号線、6659号線、6660号線、7405号線、7461号線、7463号線、7481号線及び7554号線につきましては、市道139号線、通称ふるさと農道の認定に伴う重複路線の再編成において一時廃止した路線の再認定及び新たな路線の認定を行うものでございます。

以上、4件17路線を管理していくに当たり路線認定をする必要がありますので、議会の議決をお願いするものでございます。

慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（中村菊雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第18号市道路線の廃止について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第18号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(中村菊雄君) ご異議なしと認めます。よって、議案第18号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(中村菊雄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第18号市道路線の廃止について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中村菊雄君) 起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号市道路線の認定について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(中村菊雄君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(中村菊雄君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第19号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(中村菊雄君) ご異議なしと認めます。よって、議案第19号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(中村菊雄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第19号市道路線の認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中村菊雄君) 起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されまし

た。

暫時休憩いたします。

午後 10 時 42 分休憩

午後 10 時 43 分再開

議長（中村菊雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第 23 議案第 20 号 藤岡市営上落合土地改良事業計画の変更について

議長（中村菊雄君） 日程第 23、議案第 20 号藤岡市営上落合土地改良事業計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部長の登壇を願います。

（経済部長 中野秀雄君登壇）

経済部長（中野秀雄君） 議案第 20 号藤岡市営上落合土地改良事業計画の変更についてご説明申し上げます。

本事業は、農道、農業用水路・排水路の改良及び区画整理をあわせて行う土地改良事業として実施してまいりました。今回の計画変更につきましては、平成 13 年度に着工予定の区画整理事業の主要工事計画に変更が生じたため、土地改良法第 96 条の 3 の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。変更の理由につきましては、地元の要望等により農道の幅員が減少したことに伴い、関連する区画整理事業の計画を見直す必要が生じたので、地元の換地委員を中心に地権者と協議を重ねてまいりましたところ、昨年 12 月末に変更後の換地原案について地権者全員の同意が得られましたので、事業実施に向けて法手続を行うものでございます。

変更の主な内容でございますが、換地計画による区画整理地区内の道路配置の調整により、新規に設置する予定であった延長 100 メートルの 1 路線を削除し、それに伴い農地の整地工面積が 0.2 ヘクタール増加しました。また、用水路をパイプライン方式では圧力ポンプの設置により今後の維持管理について地元負担がかかるため、開渠方式に変更するとともに、用水計画の見直しにより一部道路側溝との併用による用水路延長の減が 209 メートルあり、区画整理地区外水路との取付水路延長の増が 71 メートルで、差し引き 138 メートルの減であります。また、排水計画の見直しにより一部道路側溝との併用により排水路延長の減が 381 メートルあり、流末への接続の関係で道路側溝の改良延長の増が 270 メートルで、差し引き 111 メートルの減であります。なお、用水路及び排水路の延長の減に比較し、事業費が増額になりました理由は、単価の高い道路側溝用の U 字溝の延長の増に比べ、単価の安い排水用の U 字溝の延長の減が大きいためであります。

今後の予定といたしましては、本議会の議決後に市掲示場へ公告し、その後関係地権者の同意の取りまとめを行い、計画変更について県知事の同意を申請するものであります。工事着工につきましては、知事の同意を得てから工事を発注しますので、地元農家への影響を極力少なくするため、本年秋の稲刈り後を予定し、平成14年度内の完成を目指しております。

以上、簡単であります但提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。なお、お手元にカラーコピーの図面をお配りいたしましたが、議案書58ページ、59ページが不鮮明なため差しかえをお願いいたします。

議長（中村菊雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第20号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第20号藤岡市営上落合土地改良事業計画の変更について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中村菊雄君） 起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後10時48分休憩

午後11時40分再開

議長（中村菊雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 議会運営委員会経過報告

議長（中村菊雄君） 休憩中議会運営委員会を開催いたしましたので、議会運営委員会委員長の報告を求めます。委員長塩原吉三君の登壇を願います。

（議会運営委員会委員長 塩原吉三君登壇）

議会運営委員会委員長（塩原吉三君） ご指名を受けましたので、議会運営委員会の経過について報告申し上げます。

議会運営委員会は、議長の要請により休憩中に委員会を開催し、日程変更と議案の取り扱いについて協議したのであります。3月2日を休会とし、委員会を開催する予定でしたが、本会議を開催し、解散後引き続き予算特別委員会を市議会議場で開催し、その後午前10時より総務常任委員会、午後1時30分より教務厚生常任委員会を開催し、付託議案の審議を願います。以上が予定表の変更であります。

次に、議事日程（第2号）につきましては、本日は延会し、明日3月2日午前0時5分より会議を開き、本日審議に至らなかった部分につきましては、それぞれ日程に従い審議することに決定いたしました。

以上をもちまして、議会運営委員会の経過について報告を終わります。

議長（中村菊雄君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のありましたとおり今後の議事運営を行いますので、ご了承願います。

#### 延会の件

議長（中村菊雄君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

#### 延会

議長（中村菊雄君） 本日はこれにて延会いたします。

明日は午前0時5分から会議を開きますので、ご参集をお願いいたします。

午後11時45分延会